

個人住民税の主な減免要件

減免対象	適用区分	減免額																					
生活保護を受けている人		全額																					
勤労学生		全額																					
災害により 被害を受けた人	1 住宅又は家財に受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。	次の割合を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th colspan="2">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>10分の3以上 10分の5未満</td> <td>10分の5以上</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度	減免割合		前年の合計所得金額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1	全部	750万円以下	4分の1	2分の1	1,000万円以下	8分の1	4分の1						
	損害程度	減免割合																					
前年の合計所得金額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																					
500万円以下	2分の1	全部																					
750万円以下	4分の1	2分の1																					
1,000万円以下	8分の1	4分の1																					
2 災害により受けた事業の損失額が、平年の事業所得の総収入金額の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。	事業所得に係る所得割額に相当する額について次の割合を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2										
前年の合計所得金額	減免割合																						
300万円以下	全部																						
400万円以下	10分の8																						
550万円以下	10分の6																						
750万円以下	10分の4																						
1,000万円以下	10分の2																						
死亡による納税義務を 承継した人	1 相続財産がない場合	承継税額の全部																					
	2 相続財産がある場合は次に該当すること。 (1) 納税義務の承継者が、死亡した納税者の被扶養者であつたこと。 (2) 各被扶養者への相続財産の合計額が2,000万円に被扶養者1人につき400万円を加えた額（最高限度3,600万円）以下であること。	被扶養者の承継税額について次の割合を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>各被扶養者の相続財産の合計額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>1,500万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>2,800万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>3,600万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	各被扶養者の相続財産の合計額	減免割合	1,000万円以下	全部	1,500万円以下	10分の8	2,000万円以下	10分の6	2,800万円以下	10分の4	3,600万円以下	10分の2									
各被扶養者の相続財産の合計額	減免割合																						
1,000万円以下	全部																						
1,500万円以下	10分の8																						
2,000万円以下	10分の6																						
2,800万円以下	10分の4																						
3,600万円以下	10分の2																						
収入の皆無又は激減した人 ※同一生計配偶者又は扶養親族を有すること。	1 失業・廃業等の事由発生後の所得が皆無となった人で、前年の合計所得金額が前年分の所得税の控除合計額以下のもの	所得割額に相当する額の全部																					
	2 前年の総所得金額（総合譲渡所得、一時所得を除く）に対し、その年の合計所得金額の見積額が10分の3以上減少する人で、その年度の市民税の課税総所得金額等の合計額が130万円（10分の5以上減少する人については160万円）以下のもの	所得割額に相当する額について次の割合を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得減少割合</th> <th colspan="2">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額等の合計額</td> <td>10分の3以上 10分の5未満</td> <td>10分の5以上</td> </tr> <tr> <td>40万円以下</td> <td>10分の6</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>70万円以下</td> <td>10分の4</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>10分の3</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>130万円以下</td> <td>10分の2</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>160万円以下</td> <td>—</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	所得減少割合	減免割合		課税総所得金額等の合計額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	40万円以下	10分の6	10分の8	70万円以下	10分の4	10分の6	100万円以下	10分の3	10分の5	130万円以下	10分の2	10分の4	160万円以下	—	10分の2
	所得減少割合	減免割合																					
課税総所得金額等の合計額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																					
40万円以下	10分の6	10分の8																					
70万円以下	10分の4	10分の6																					
100万円以下	10分の3	10分の5																					
130万円以下	10分の2	10分の4																					
160万円以下	—	10分の2																					
3 1及び2に該当しない人で他に特別の事情があつて税額の納付が困難と認められるもの及び2の減免割合をこえて減免する必要があると認められるもの	納付不能と認められる額																						
障害者手帳を 持っている人 (身体1～4級、精神1級、療育A)	1 前年の合計所得金額が当該年度の障害者非課税限度額と市民税の控除合計額以下の人であること。	全額																					
	2 1以外のもので前年中の所得が主として自己の勤労に基因したもので、前年中の合計所得金額が、310万円以下の人であること。	税額の2分の1																					

※各要件の詳細やその他の減免要件については、市税課市民税担当までお尋ねください。